

意見書案第8号

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、市民の安全・安心で豊かな暮らしを支えるとともに、先の東日本大震災では緊急輸送路として機能するなど、市民生活になくてはならない重要な社会資本である。

しかしながら、地方の道路整備はいまだにおくれており、本市においても道路ネットワークの形成や交通渋滞の解消、通学路・生活道路の安全対策の推進が求められ、道路施設の老朽化、防災・震災対策も大きな課題となっている。

このような状況において、時限措置である「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「道路財特法」という。）の規定による補助率等のかさ上げが、平成29年度で終了することになれば、地方の財政負担が増加し、道路整備の推進に加え、老朽化対策にも大きな影響が及ぶこととなる。

よって、国においては、道路財特法の補助率等のかさ上げについて、平成30年度以降も継続するとともに、地方創生を果たすために必要な道路整備の推進が図られるよう拡充・見直し等の措置を講じるなど、必要な道路関係予算を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	野田	聖子	様
国土交通大臣	石井	啓一	様

白河市議会議長
高橋 光雄